主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小谷野三郎、同樋口幸子、同中村巖、同鳥越溥連名の上告趣意は、憲法二 八条違反をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張で あつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年二月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里口	清	雄
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	辻	正	己